

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に照らして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めます。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に照らして、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成します。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定めます。

-
- ・ 武力攻撃事態：武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
 - ・ 国民の保護のための措置：武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置。
例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等。

2 計画の対象

市国民保護計画では、市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を通過中の人など、館林市内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。

(2) 市国民保護計画の変更手続き

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとします。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要りません。

-
- ・ **国民保護計画**：地方公共団体が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して、政府の定める基本方針に基づき定める計画。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に配慮すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めます。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行います。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 住民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

-
- ・ 指定公共機関：日本銀行、日本赤十字社その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定。
 - ・ 指定地方公共機関：県の区域で、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定。
 - ・ 自主防災組織：災害対策基本法第5条第2項に規定する、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護に努めます。

また、市は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮します。

(7) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに配慮します。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて、安全の確保に十分に配慮します。

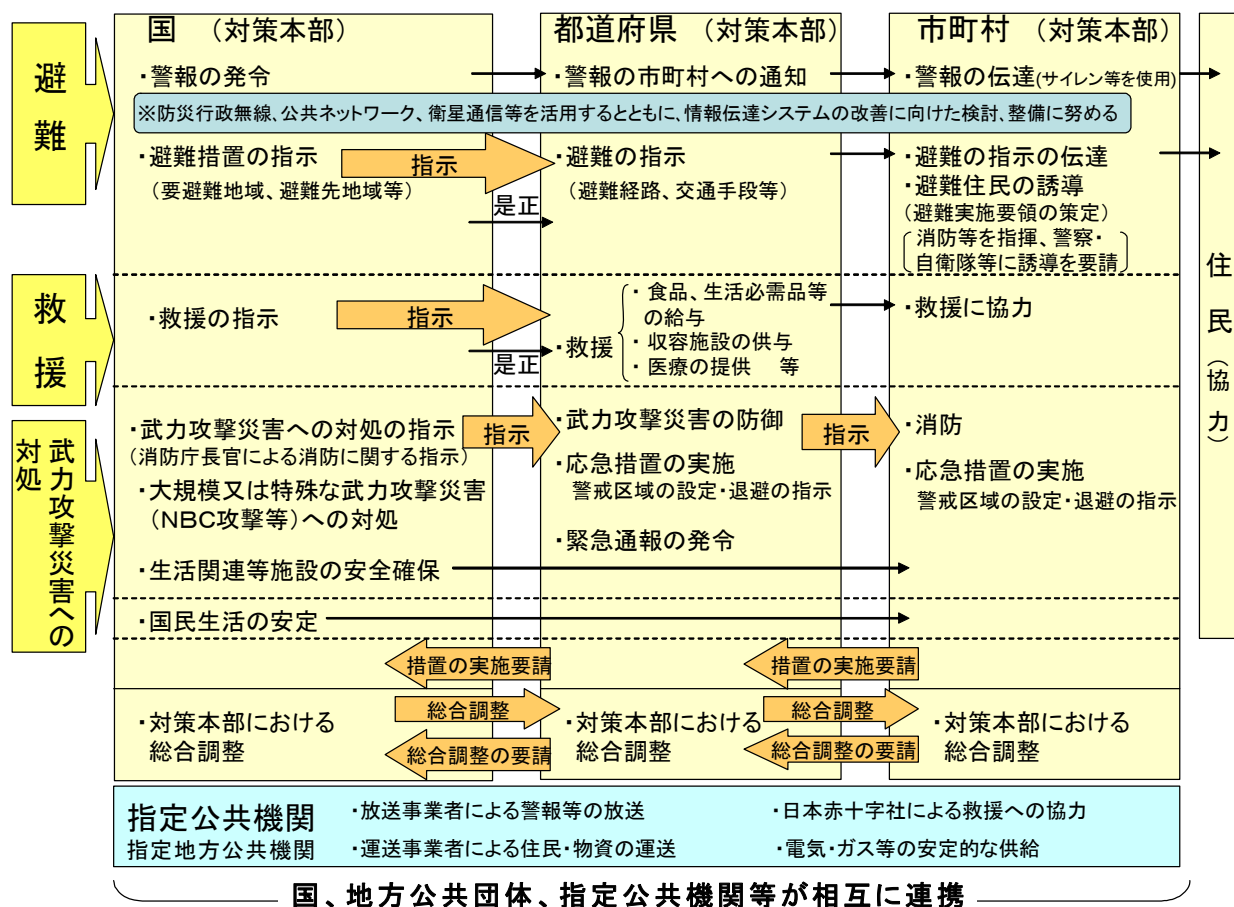
・ 国際人道法：武力紛争時の傷病者、一般の人々、捕虜などの人道的取り扱いを想定した諸条約、法規、慣習の総称。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
館 林 市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関の調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

【自衛隊】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
陸上自衛隊	第12後方支援隊	高崎市新町1080	0274-42-1121	

【関係県機関（県警察含む）】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
館林行政事務 所	総務振興グループ	館林市仲町11-10	0276-72-4415	
館林保健福祉 事務所	保健課	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230	
館林警察署	警備課	館林市赤生田町1828-2	0276-75-0110	

【関係市町機関】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
桐生市		桐生市織姫町1-1	0277-46-1111	
太田市		太田市浜町2-35	0276-47-1111	
板倉町		邑楽郡板倉町板倉2067	0276-82-1111	
明和町		邑楽郡明和町新里250-1	0276-84-3111	
千代田町		邑楽郡千代田町赤岩1895-1	0276-86-2111	
大泉町		邑楽郡大泉町日の出55-1	0276-63-3111	

邑楽町		邑楽郡邑楽町中野3040	0276-88-5511	
栃木県足利市		足利市本城3-2145	0284-20-2222	
栃木県佐野市		佐野市高砂町1	0283-24-5111	
埼玉県志木市		志木市中宗岡1-1-1	048-473-1111	
東京都昭島市		昭島市田中町1-17-1	042-544-5111	

【関係指定公共機関及び指定地方公共機関等】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
◎NTT東日本群馬支店		高崎市高松町3	027-326-6899 FAX 027-330-3008	(休日・夜間) 027-325-7999
◎日本郵政公社館林郵便局		館林市本町1-5-1	0276-72-4476	
◎日本通運株式会社館林支店		館林市下早川田町411	0276-73-3315	
◎東京電力株式会社群馬支店太田支社		太田市東本町56-39	0276-90-2223	
○館林市邑楽郡医師会		館林市苗木町2497-1	0276-72-1132	
○群馬県看護協会館林地区支部		館林市成島町262-1	0276-72-3140	
○館林瓦斯株式会社		館林市新宿1-2-1	0276-72-4434	
○群馬県エルピーガス協会館林邑楽支部		館林市大街道1-2-59	0276-73-7662	
○群馬県トラック協会館林支部		館林市野辺町850-6	0276-72-2626	
◎東武鉄道株式会社	館林駅	館林市本町2-1-1	0276-72-4468	
◇館林地区消防組合・消防団	警防課	館林市美園町7-3	0276-72-3171	
◇館林市区長協議会	市民部行政課	館林市城町1-1	0276-72-4111	

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定めます。

(1) 地形

本市は、「鶴舞う形」と言われる群馬県の南東部に位置し、関東平野のほぼ中央に位置しています。東経 139° 32′ 44″ 北緯 36° 14′ 30″ で、その市域は東西 15.5 km、南北 8 kmあり、面積は 60.98k m²です。

市域の北部は、渡良瀬川を隔てて栃木県佐野市、東部は群馬県板倉町、南部は明和町に接しており、西部は邑楽町及び千代田町に接しています。

また、県都前橋市へ 50 kmと県内主要都市中最も遠隔にありますが、首都東京へは浅草まで 64 kmと最も接近した位置を占め、東京との交流は密接であり、地理的条件に恵まれています。

本市の地形は、洪積台地と沖積低地とに分けることができます。洪積台地と沖積低地を通じて海拔の最高点は 34m、最低点は 16m です。

洪積台地を構成する物質は、主として洪積統に属する礫・砂・粘土の互層であり、その上部を関東ローム層が被覆しています。

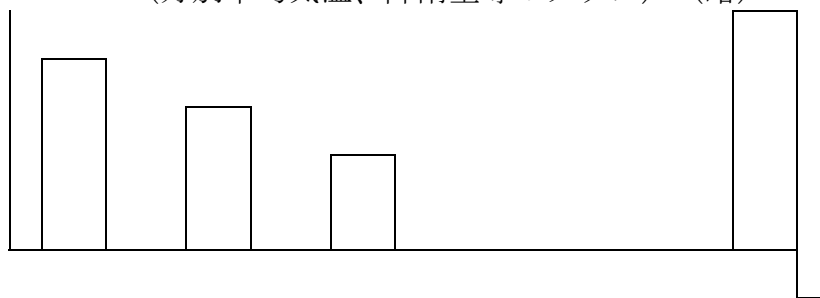
(市の地形が分かる地図を添付) (略)

(2) 気候

本市の年平均気温は 14.9 度で、県下では最も温暖ですが、冬は空っ風が吹き、零下 1～5 度まで下降し、夏は 30 度以上に上昇し蒸し暑くなります。

降水量は、年平均 1,212 mmで県下としては少ない地域であり、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多いです。

(月別平均気温、降雨量等のグラフ) (略)



(3) 人口分布

本市の人口は、78,727 人おり、市の中央部並びに振興住宅地に集中しています。男女の構成比はほぼ同じですが、年齢別人口構成では 30 代・50 代が多く、高齢化率は 19.7%です。（平成 18 年 10 月 1 日現在）

（字別人口、人口密度、年齢構成等）（略）

(4) 道路の位置等

本市の東部を南北に東北自動車道が走るほか、幹線的な道路のうち主なものは、市を南北に走り埼玉県羽生市及び本県太田市につながっている国道 122 号線、市の東部から西部に延び本県大泉町につながっている国道 354 号線のほか、栃木県佐野市に通じる主要地方道佐野・行田線などがあります。

（幹線的な道路等の地図）（略）

(5) 鉄道の位置等

本市と県央及び県外とを結ぶ鉄道は東武伊勢崎線があり、東京浅草駅から本県伊勢崎駅まで通っています。また、館林駅から同線支線として、栃木県佐野市に繋がっている佐野線、本県大泉町に繋がっている小泉線が延びています。

（鉄道を表示した地図）（略）

(6) その他

本市においても、危険物質等を有する生活関連等施設が存在しますが、安全確保の観点から関連する所管省庁の国民保護計画に基づき武力攻撃事態等に対し、安全確保の措置を講じるよう連携強化に努めます。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる4種類の順で、発生の可能性が高いと想定しています。

- ① ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ② 弾道ミサイル攻撃
- ③ 着上陸侵攻
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

放射性同位元素等使用施設の占拠、核燃料を輸送中の車両の奪取、オイルタンクなどの爆破

- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

行政庁舎・自衛隊施設の爆破、ターミナル駅・大量輸送機関の爆破、大規模集客等施設の爆破、学校・病院・行政機関の占拠

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

行政庁舎・ターミナル駅・大規模集客等施設に対するB C R兵器による攻撃、浄水場への毒物混入

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

行政庁舎などに対する航空機による自爆テロ

-
- ・ 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として、緊急に対処することが必要なもの。
 - ・ 大規模集客等施設：市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設。
 - ・ B C R兵器：大量破壊兵器のことを指し、それぞれの英語の頭文字をとって、Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器のこと。